

3学期分の学校給食費を無償化します!

口座引き落としは **令和7年1月27日(月)まで** となります。

この度、令和7年1月から3月分(3学期分)の学校給食費を無償化することに決定いたしました。これは、国の重点支援地方交付金等を活用し、物価高騰の影響を受けている保護者のみなさまを応援すべく、臨時的に実施するものです。

これに伴い、口座引き落としは令和7年1月27日(第8期)までとなります。また、第8期の納付額につきましては、1月中旬に配布(送付)予定の「学校給食費納付額精算通知書」をご確認ください。

なお、令和7年度以降の学校給食費については通常通りご負担いただく予定です。

令和6年度の学校給食費納付額(3学期無償化反映後)

	振替日	振替金額(円)			
		小学校			中学校
		1,2年生	3,4年生	5,6年生	
1期~7期	6月~12月 毎月27日 ※土日祝の場合翌平日	4,788	4,845	4,902	5,580
8期	1月27日(月)	※4,788	※4,845	※4,902	※5,580
9期	2月27日(木)	0	0	0	0
10期	3月27日(木)	0	0	0	0
	合計額	※38,304	※38,760	※39,216	※44,640

1食当たりの単価(円)	252	255	258	310
-------------	-----	-----	-----	-----

- 無償化に当たって、児童・生徒一人当たり12,000円程度の支払いが不要となります。
※生活保護及び就学奨励該当者については、それぞれの制度を活用します。
※支援学級就学奨励該当者については、当該制度を活用し、自己負担分が無償化となります。
- 記載の金額は1~8期の金額(目安)です。(8期は精算期)
- 8期は行事等による減額調整をします。(年間合計(1食当たりの単価×喫食数)とこれまでの請求金額とを調整し請求)
なお、長欠や転入学等の方など一部の方については、還付金の発生や目安の金額以上の請求となる場合があります。
- 「支援学級就学奨励費」を受給されている方については、その支援分を4月ごろに還付予定です。
- 学校給食費で還付金が発生した方へは、別途郵送にて還付に係るご案内をいたします。還付の時期については、4月ごろを予定しております。なお、還付先口座については、原則、学校給食費の振替口座となります。
- 卒業しても還付が終了するまで口座の解約はお控えください。

**学校給食の停止(再開)等の届け出は
無償化期間においても学校へ提出が必要です。**

- ・1週間以上の欠席や転出等(けが、病気、転出 など)
- ・疾患等で給食の全部または一部を停止する場合 など
- ・その他特別な理由(宗教上の理由) など

【学校給食費に関するお問い合わせ】

岸和田市教育委員会
学校給食課 給食費管理担当
岸和田市岸の丘町 3-6-60(岸和田市学校給食センター内)
TEL072-447-6472